

大切な農地を未来へつなごう

農地の貸し借りは
農地中間管理事業を
ご活用ください！



未来へつなごう、やまがた農業
農サポやまがた
Agricultural Support

公益財団法人やまがた農業支援センター
(山形県農地中間管理機構)

農地中間管理事業は、山形県農地中間管理機構※(公的機関)(以下「機構」という。)が農地を貸したい方(以下「出し手(農地所有者)」という。)から農地を借り受け、耕作を希望する方(以下「受け手(耕作者)」という。)にまとまりのある形で農地を貸し付ける制度です。

※山形県農地中間管理機構・農地の出し手(農地所有者)と受け手(耕作者)をつなぐ農地の中間的な受け皿として山形県知事が指定する法人

農地中間管理事業の仕組み



出し手(農地所有者)のメリット

- 機構は公的な機関なので安心して貸せます
- 賃料は機構から確実に支払われます
- 契約期間終了後には、確実に農地が戻ります
- 一定の要件を満たせば固定資産税の軽減を受けられます

受け手(耕作者)のメリット

- 複数の出し手(農地所有者)の農地を借りても、契約は機構とのみとなります(契約の手間が省けます)
- まとまった農地を長期間借りられ、農作業の効率化・コストダウンが可能です(借入期間中は安心して耕作できます)
- 口座振替で賃料の支払いは機構に一括で済みます(振込手数料はかかりません)

地域のメリット

- 地域の農業の発展が期待できます
- まとまって農地を貸し付けた地域や機構からの転貸により集約化を進める地域に機構集積協力金が交付されます(要件があります)

農地中間管理事業の主な流れについて

令和5年4月に農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が施行され、これまでの「人・農地プラン」を「地域計画」として法定化し、地域の農業者等の話し合いによる将来の農地利用の姿を「目標地図」として明確化し、農地中間管理機構が作成する「農用地利用集積等促進計画」に基づく農地の集約化等を推進することになりました。

地域の農業者等の話し合いにより市町村が策定した

地域計画（目標地図）

出し手
(農地所有者)



受け手
(耕作者)*



※目標地図に農業を担う者として位置づけられている必要があります。

貸付けの申込

(市町村・農業委員会へ)

借受けの申込

(市町村・農業委員会へ)

農用地利用集積等促進計画(案)の作成(市町村・農業委員会)

農用地利用集積等促進計画を定め県知事へ認可申請(機構)

農用地利用集積等促進計画の認可・公告(県※)
(県で公告することで権利設定となります)

※山形県より事務・権限の移譲を受けている市町村では、市町村で公告することで権利設定となります。

出し手
(農地所有者)

賃料の納入・支払い(年払)
(機構)

受け手
(耕作者)

大切な お知らせ

農地中間管理事業の利用には 『手数料』のご負担をお願いします

◎農地中間管理事業の手数料について

農地中間管理事業は国・県からの補助金により運営していますが、やまがた農業支援センターの自主財源を一部充当している経費があり、この負担が年々増加しています。

このため、将来に向けて持続的、安定的にこの事業をご利用いただけるよう、令和7年から利用者の皆様の一部ご負担をお願いしています。

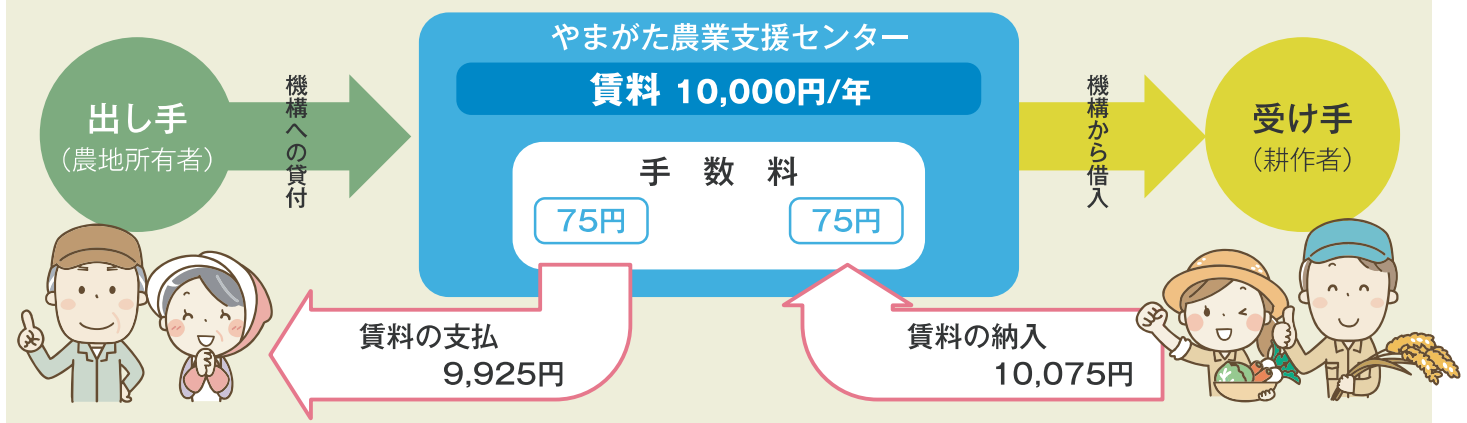
皆様のご理解とご協力をよろしく申し上げます。

◎手数料の概要

対象者	対象となる契約	納付時期・方法	手数料率
出し手(農地所有者)	令和6年10月以降に 公告の契約	毎年11月の賃料支払いの際、手数料 を差し引いて支払いいたします	0.75% 年間賃料が1万円の場合 手数料は75円
受け手(耕作者)		毎年11月の賃料支払いの際、手数料 を上乗せして納入いただきます	

◎手数料納入のイメージ

(賃料が年間10,000円の場合の手数料75円の例)



◆詳しくは、やまがた農業支援センターのホームページをご覧ください。



ホームページ
二次元コード

【お問い合わせは】

◎農地中間管理事業については…… 最寄りの市町村農政担当課 または 農業委員会 まで、
※当センターでは、この事業の相談窓口を各市町村にお願いしています。

◎手数料に関しては…… やまがた農業支援センター までお願いします。

公益財団法人 やまがた農業支援センター

農地中間管理事業推進課 ☎ 023-631-0697

ホームページ <http://www.yamagata-nogyo-sc.or.jp>

「地域計画」は 毎年見直しを



地域計画の策定状況は
こちら！

農業経営基盤強化促進法の改正により、「人・農地プラン」が「地域計画」として法律に定められ、地域での話し合いによって目指すべき将来の農地利用の姿を示した「地域計画」及び「目標地図」を令和7年3月に策定しました。

地域の皆さんが守り続けてきた農地を安心して次の世代に引き継いでいくため、農作業の効率化や省力化、生産コストを減らすことが期待できる農地の集積・集約化などの実現に向け、毎年地域での協議を行い、新たな意見や取組を反映させて地域計画の見直し（ブラッシュアップ）を行うことが求められています。

【令和7年3月策定】

◆**地域計画**
(地域農業の将来の在り方)

◆**目標地図**
(目指すべき将来の農地利用の姿)



【毎年見直し】

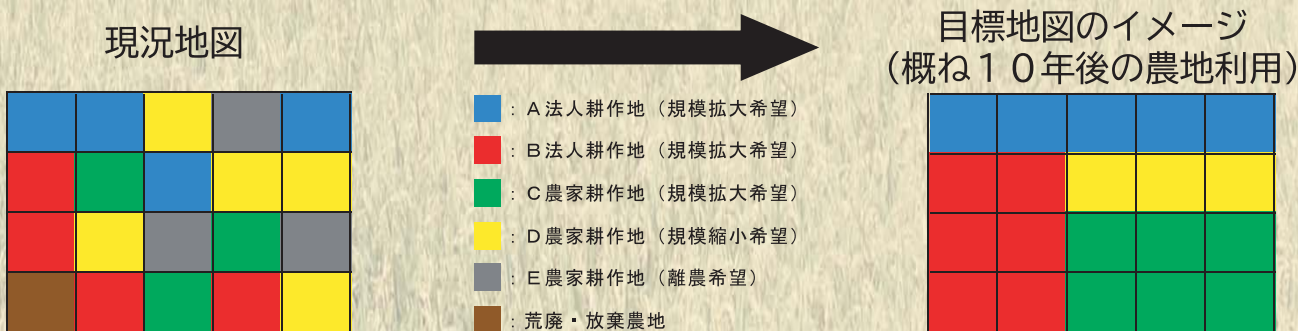
◆**地域計画**
(地域農業の将来の在り方)

◆**目標地図**
(目指すべき将来の農地利用の姿)

地域計画・目標地図とは？

地域計画とは、地域の将来の農地利用の姿を明確化した設計図です。概ね10年後を見据えて、地域の担い手、農地所有者、地域住民の皆さんで話し合いながら作っていくことが重要です。

地域計画には、話し合いで出された農地の出し手・受け手の意向を踏まえ、目指すべき将来の農地利用の姿を地図に示した「目標地図（1筆ごとに概ね10年後の利用者を定めたもの）」を添付します。



米沢市では、令和7年3月に策定した地域計画について見直しを行うため、令和7年10月～11月に市内11地区で座談会を開催しました。地区農業の現状や課題、要望を皆さんで共有しながら今後の方針等を話し合い、地域計画及び目標地図の見直しに向けての取組を進めています。

地域計画は一度策定して終わりではなく、日々変化していく農業の状況や要望、取組に合わせて見直ししていくことが大切です。今後も地域計画の内容を定期的に見直すため、毎年地区座談会を開催する予定ですので、積極的な参加をお願いします。

地域計画や農地中間管理事業に係る支援措置

各支援措置は令和7年度の内容を基にしております。各支援措置の詳細については農業振興課までお問合せください。

1 農地中間管理機構へ農地を貸し付けた地域に対する主な支援等

(1) 地域集積協力金・集約化奨励金の交付

地域計画が策定されている地域において、地域での話し合いにより農地中間管理機構（以下「機構」という。）へまとまった農地を貸し付けることで、担い手への農地集積・集約化に取り組む地域に対して協力金や奨励金を交付します。

- ①地域集積協力金（農地を機構に貸し付け、担い手への農地集積・集約化に取り組む地域に対する協力金）
交付単価 一般地域 最大2.8万円/10a
中山間地域 最大3.4万円/10a
- ②集約化奨励金（機構からの転賃による農地集約化に取り組む地域に対する奨励金）
交付単価 一般タイプ 最大3.0万円/10a
受け皿準備タイプ 最大1.5万円/10a

(2) 農地中間管理機構に貸し付けた農地の課税軽減措置

所有する全農地（10a未満の自作地を残した全農地）を新たに機構へ10年以上貸し付けた場合、当該農地（ただし、所有者が機構から借り受けた自己所有農地を除く。）に係る固定資産税が2分の1に軽減されます。なお、軽減措置は、新たに貸し付けた翌年度に納付する固定資産税から適用されます。

軽減期間	15年以上の期間で貸し付けた場合	5年間
	10年以上の期間で貸し付けた場合	3年間

2 農地整備事業と連携した担い手への集積・集約化の推進

担い手への農地集積・集約化を推進するため、機構が借り受けた農地等を対象に県や市が行う基盤整備を支援するとともに、農振農用地のうち地域計画を策定した区域において実施する基盤整備等を支援します。

- ①農地中間管理機構関連農地整備事業
機構が借り受けた農地等について、農業者の申請・同意・費用負担によらず、県や市が行う基盤整備を支援
- ②農地耕作条件改善事業
農振農用地のうち地域計画を策定した区域において、畦畔除去や暗渠排水などの地域ニーズに沿ったきめ細やかな基盤整備等の取組を支援

3 地域の中心的な担い手となる方に対する主な支援

(1) スーパーL資金における金利負担軽減措置

日本政策金融公庫が貸し付けるスーパーL資金において、（公財）農林水産長期金融協会が利子助成することで、貸付当初5年間の金利負担が実質無利子（上限2%）となる制度があります。ただし、国の予算の範囲内で実施されるものであるため、取扱い額に限りがあります。

○金利負担軽減措置の概要

対象者	地域計画のうち目標地図に位置付けられている認定農業者等
対象事業	農地等の取得・改良・造成、機械・施設の取得、改良・造成等、長期運転資金
対象期間	貸付当初5年間（6年目以降は通常の利息となります。）
対象限度額	個人3億円 法人10億円

(2) 農業用機械・施設の導入支援

地域計画のうち目標地図に位置付けられている者（事業実施年度内に目標地図に位置付けられることが確実である者を含む。）が実施する農業用機械・施設等の導入等を支援します。

○農地利用効率化等支援事業の概要

対象経費	融資を活用して取得する農業用機械・施設等の導入に係る経費等
補助率	事業費の3/10以内、補助上限300万円

(3) 新規就農者の経営安定支援

地域計画のうち目標地図に位置付けられている新規就農者や機構から農地を借り受けている新規就農者の就農直後の経営確立のために資金を交付します。また、農業用機械・施設等の導入等を支援します。

○経営開始資金の概要

交付対象者	独立・自営就農時の年齢が原則49歳以下の認定新規就農者
交付金額	年間150万円（最長3年間）

○経営発展支援事業の概要

補助対象者	49歳以下の認定新規就農者
対象経費	機械・施設等の導入、機械リース等
補助率	事業費の3/4以内、補助上限750万円 ※上記資金の交付対象者は補助上限375万円

★地域計画と連携した主な補助事業等(上記以外)

- 担い手確保・経営強化支援事業
経営構造の転換・経営発展を図ろうとする担い手が、融資を活用して実施する農業用機械・施設等の導入を支援
- 産地生産基盤パワーアップ事業
収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、農業者等が行う高性能な機械・施設の導入や栽培体系の転換等に対して総合的に支援
- 集落営農活性化プロジェクト促進事業
集落営農の活性化に向けたビジョンづくりや共同利用機械等の導入など、地域の状況に応じた取組を支援
- 経営継承・発展等支援事業
担い手の経営を継承した後継者が、経営発展に関する計画を策定し、同計画に基づく取組を行う場合に必要となる経費を支援
- 農業経営基盤強化準備金制度
経営所得安定対策等の交付金を活用し、農用地や農業用機械・施設等の取得など、計画的に農業経営の基盤強化を図る取組を支援

米沢市単独補助事業について

米沢市農業振興課が独自で実施している補助事業を御案内します。詳細については、各担当までお問合せいただき、ぜひ御活用ください。

未来につなぐ園芸産地強化事業

対象者：①認定農業者 ②認定農業者になる見込みのある人
③農業者組織(3戸以上、法人)

対象事業：市が定める園芸作物を栽培するために行う事業
(種苗購入、施設整備、共同利用機械の購入、資材購入、その他施設
などの改修等)

補助率：補助対象経費の1/3以内(各事業毎に上限有)

担当：農産担当

※新規事業のため、内容に変更が生じる場合があります



親元就農支援交付金

対象者：次の条件を全て満たす方

- ①本市に住所を有する50歳未満の人
- ②2親等以内の者(親または祖父母)が経営主である経営体において、専業で新たに農業に従事する人
- ③上記の経営主が認定農業者または地域計画に位置付けられていること

交付額：20万円(1回限り)

担当：農業振興担当



未来を拓く農業支援事業

対象者：①本市に住所を有する農林業者で組織する団体 ②認定農業者
③本市に住所を有する創業者
④本市に主たる事務所又は事業所を有する中小企業者
⑤農業後継者 ⑥認定新規就農者(予定者を含む)

対象事業：新規作物導入事業、新商品開発事業、販売促進・販路拡大事業
認定新規就農者・農業後継者経営支援事業
先端技術活用支援事業※

補助率：補助対象経費の1/2以内(上限100万円 ※は上限50万円)

その他：合計20万円以上の経費(事業費)であること

担当：農業振興担当



畜産経営支援事業

対象者：認定農業者または畜産農家2戸以上で構成する集団

対象事業：①自給飼料生産拡大を図るための機械の導入(播種機、モア等)
②生産性の向上、作業の省力化を図るための畜舎環境の整備や
機械の導入(堆肥舎周辺の整備、遮光ネットの設置等)

補助率：①補助対象経費の1/3以内(上限30万円)

②補助対象経費の1/3以内(上限20万円)

担当：米沢牛振興室 畜産担当



令和7年度米沢地域農業再生協議会会員

令和8年1月26日現在

[会員]

敬称略

No.	団体名	役職名	氏名	役職	備考
1	米沢市	市長	近藤 洋介	会長	関係機関・団体等
2	山形おきたま農業協同組合	米沢地区総括理事	大竹 茂	副会長	関係機関・団体等 生産調整方針作成者 農地利用集積円滑化団体
3	米沢市農業委員会	会長	小関 善隆	副会長	関係機関・団体等
4	米沢市農業振興組合長会	会長	安部 憲一	監事	関係機関・団体等
5	米沢市認定農業者会議	会長	佐藤 政和		関係機関・団体等
6	おきたまとも補償米沢地区事業推進協議会	会長	菅野 英一郎		関係機関・団体等
7	米沢市大豆産地品質向上安定推進協議会	会長	長谷部 浩一		関係機関・団体等
8	米沢牛振興協議会	会長	鈴木 英行		関係機関・団体等
9	山形県酪農業協同組合	理事	伊藤 芳昭		関係機関・団体等
10	米沢市野菜振興協議会	会長	手塚 隆		関係機関・団体等
11	米沢地区花き振興会	会長	相田 憲章		関係機関・団体等
12	米沢稲WCS組合	組合長	工藤 健一郎		関係機関・団体等
13	米沢DC組合	組合長	工藤 健一郎		関係機関・団体等
14	米沢地域有機農業推進協議会	会長	小関 恭弘		関係機関・団体等
15	米沢青果株式会社生産者組合	組合長	須藤 広行		関係機関・団体等
16	J A山形おきたま農政対策米沢地区本部	地区本部長	大竹 茂		関係機関・団体等
17	J A山形おきたま米沢地区青年部	委員長	浅深 泰地		関係機関・団体等
18	J A山形おきたま米沢地区女性部	部長	長谷部 章子		関係機関・団体等
19	J A山形おきたま米沢愛菜館出荷組合	組合長	情野 忠広		関係機関・団体等
20	一般消費者		樋渡 由美		関係機関・団体等
21	米沢平野土地改良区	理事	木村 正勝		関係機関・団体等
22	山形県農業共済組合	理事	鈴木 巖		関係機関・団体等
23	大規模経営農業者		佐藤 恭寛		個人農業者
24	大規模経営農業者		浅深 泰地		個人農業者
25	米沢米肥株式会社	代表取締役社長	小林 俊郎		生産調整方針作成者
26	我妻商店	代表	我妻 正昭	監事	生産調整方針作成者
27	有限会社市川商店	代表取締役	市川 栄市		生産調整方針作成者
28	有限会社山形川西産直センター	代表取締役	平田 勝越		生産調整方針作成者
29	井上商店	代表取締役	井上 齋		生産調整方針作成者
30	有限会社ファーマーズ・クラブ赤とんぼ	代表取締役	北澤 正樹		生産調整方針作成者

[オブザーバー]

敬称略

No.	団体名	役職名	氏名	役職	備考
1	東北農政局山形県拠点経営所得担当	総括農政業務管理官	渡邊 洋一		
2	置賜総合支庁産業経済部農業振興課	課長	五十嵐 健一		
3	置賜総合支庁産業経済部農業技術普及課	課長	加藤 栄美		



発行日 令和8年2月16日
発行・編集 米沢地域農業再生協議会事務局
(米沢市産業部農業振興課)
住所 山形県米沢市金池五丁目2番25号
電話 0238-22-5111(代)